* 秋卒業の学生や特定活動で卒業後も就職活動を続けて就職が内定した学生のための「特定活動」ビザ

* 申請条件

○ 内定した学生と企業との間で一定期間ごとに連絡を取る

○ 卒業後1年を超えない期間に限る

* 申請に必要な書類

○ 在留資格変更許可申請書（特定活動）

○ パスポート及び在留カード

○ 履歴書

○ 卒業証明書（または，修了証明書）

○ 経費支弁能力の証明（預金通帳のコピーなど）

○ 内定通知書

○ 誓約書（連絡義務等の遵守が記載されたもの）

○ 研修内容の確認資料（採用前に研修がある場合）

【申請・問い合わせ先】 広島入国管理局
住所：〒730-0012　広島市中区上八丁堀2-31　広島法務総合庁舎内
受付：9時から4時（土・日・祝日を除く）
電話：082-221-4412（入国・在留審査部門）

広島大学

【学内問い合わせ先】 教育・国際室国際交流グループ
E-mail: kokusai-ryugaku@office.hiroshima-u.ac.jp